

本庁舎等整備推進委員会分科会設置要領

平成 29 年 4 月 13 日

29 世庁舎整第 8 号

(設置)

第 1 条 この要領は、本庁舎等整備推進委員会検討部会（以下「検討部会」という。）設置要領（平成 29 年 4 月 13 日 29 世庁舎整第 7 号。以下「要領」という。）第 5 条第 2 項の規定に基づき、次の各号に掲げる本庁舎等整備推進委員会分科会（以下「分科会」という。）を設置する。

- (1) 働き方・執務環境分科会
- (2) 区民サービス・窓口分科会
- (3) 防災・危機管理分科会
- (4) 環境分科会
- (5) 区民会館分科会

(所掌事項)

第 2 条 分科会は、次に掲げる事項を調査及び検討し、その結果を検討部会に報告するものとする。

- (1) 働き方・執務環境分科会
働き方改革（ICT 含む）、執務空間、福利厚生、庁有車削減、その他執務環境に係る事項
- (2) 区民サービス・窓口分科会
窓口（世田谷総合支所含む）、情報発信機能、ユニバーサルデザイン、サイン、その他区民サービス及び窓口に係る事項
- (3) 防災・危機管理分科会
災害対策本部機能、必要な諸室等、業務継続、セキュリティ、その他防災・危機管理に係る事項
- (4) 環境分科会
導入エネルギー、みどり率、木材の活用、その他環境に係る事項
- (5) 区民会館分科会
必要な諸室等、災害時の活用、管理運営方法、休館時対応、その他世田谷区民会館に係る事項

(組織)

第 3 条 分科会は、別表に掲げる分科会長、本庁舎等整備推進委員会及び検討部会が指示した世田谷区職員により組織する。

(会議)

第 4 条 分科会は、分科会長が招集する。

2 分科会は、必要があると認めるときは、分科会以外の者の出席を求めて、意見若しくは説明を聴き、又はこれらの者から必要な資料の提出を求めることができる。

(事務局)

第6条 分科会の事務は、分科会長の属する部の庶務担当課において処理する。

(雑則)

第7条 この要領に定めるもののほか、分科会の設置及び運営に関して必要な事項は、分科会長が別に定める。

附 則

この要領は、平成29年4月13日から施行する。

別表(第3条関係)

働き方・執務環境分科会長	総務部長
区民サービス・窓口分科会長	地域行政部長
防災・危機管理分科会長	危機管理室長
環境分科会長	環境政策部長
区民会館分科会長	生活文化部長